

令和元年度 地域国際化協会ダイレクトリー

DIRECTORY OF
RECOGNIZED LOCAL
INTERNATIONAL EXCHANGE
ASSOCIATIONS

地域国際化協会連絡協議会

CONFERENCE OF RECOGNIZED LOCAL INTERNATIONAL EXCHANGE ASSOCIATIONS

目 次

1	地域国際化協会一覧	2
2	地域国際化協会の概要	8
	(公社)北海道国際交流・協力総合センター	9
	(公財)青森県国際交流協会	11
	(公財)岩手県国際交流協会	13
	(公財)宮城県国際化協会	17
	(公財)秋田県国際交流協会	19
	(公財)山形県国際交流協会	21
	(公財)福島県国際交流協会	23
	(公財)茨城県国際交流協会	25
	(公財)栃木県国際交流協会	28
	(公財)群馬県観光物産国際協会	30
	(公財)埼玉県国際交流協会	32
	(公財)ちば国際コンベンションビューロー	33
	東京都国際交流委員会	36
	(公財)かながわ国際交流財団	37
	(公財)新潟県国際交流協会	40
	(公財)とやま国際センター	42
	(公財)石川県国際交流協会	44
	(公財)福井県国際交流協会	46
	(公財)山梨県国際交流協会	48
	(公財)長野県国際化協会	50
	(公財)岐阜県国際交流センター	51
	(公財)静岡県国際交流協会	52
	(公財)愛知県国際交流協会	53
	(公財)三重県国際交流財団	55
	(公財)滋賀県国際協会	57
	(公財)京都府国際センター	59
	(公財)大阪府国際交流財団	61
	(公財)兵庫県国際交流協会	63
	(公財)和歌山県国際交流協会	65
	(公財)鳥取県国際交流財団	67
	(公財)しまね国際センター	69
	(一財)岡山県国際交流協会	71
	(公財)ひろしま国際センター	73
	(公財)山口県国際交流協会	75
	(公財)徳島県国際交流協会	77
	(公財)香川県国際交流協会	80
	(公財)愛媛県国際交流協会	82
	(公財)高知県国際交流協会	84
	(公財)福岡県国際交流センター	86
	(公財)佐賀県国際交流協会	88
	(公財)長崎県国際交流協会	90
	熊本県国際協会	92
	(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団	93
	(公財)宮崎県国際交流協会	95
	(公財)鹿児島県国際交流協会	97

(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団	99
(公財)札幌国際プラザ	101
(公財)仙台観光国際協会	103
(公社)さいたま観光国際協会	105
(公財)千葉市国際交流協会	107
(公財)横浜市国際交流協会	109
(公財)川崎市国際交流協会	111
静岡市国際交流協会	114
(公財)浜松国際交流協会	116
(公財)名古屋国際センター	118
(公財)京都市国際交流協会	121
(公財)大阪国際交流センター	124
(公財)神戸国際協力交流センター	127
(公財)広島平和文化センター	129
(公財)北九州国際交流協会	131
(公財)福岡よかトピア国際交流財団	133
(一財)熊本市国際交流振興事業団	135
3 組織の概要	137
①職員構成	138
②基本財産・特定資産等	141
③特定公益増進法人、指定管理者制度の状況	146
④中長期的計画の作成状況	149
⑤会計システムの導入	153
⑥収益事業	155
4 事業内容別一覧	157
①外国人住民支援事業	
(1)日本語講座の開催（日本語指導者の養成・育成を含む）	158
(2)相談業務（相談員や専門家による）	165
(3)情報提供	173
(4)通訳派遣業務	183
(5)外国人子ども支援	187
(6)留学生支援事業	191
(7)外国人住民の自立と社会参画	196
(8)その他	201
②国際理解・教育事業（外国人住民との交流事業を含む）	205
③外国語講座の開催	215
④海外派遣	216
⑤海外からの人材等受入	218
⑥海外移住者支援事業	221
⑦国際協力事業（④、⑤、⑥を除く）	223
⑧国際交流事業（④、⑤、⑥を除く）	226
⑨ボランティア登録制度	233
⑩ボランティア養成・育成（日本語を除く）	241
⑪市町村（協会）との連携事業	246
⑫民間交流団体との連携会議	250
⑬民間交流団体との連携事業	252
⑭民間交流団体への支援・助成制度	257
⑮調査・研究・提言	260
⑯印刷物等の発行	262
地域国際化協会連絡先	274
地域国際化協会連絡協議会規約	276

はじめに

我が国における在留外国人数は、令和元年6月末現在で約283万人となっており、地域に住む外国人の定住化が進み、国籍や在留資格などが多様化する中、言語、文化、生活習慣が異なる外国人住民に対する生活支援、地域住民への意識啓発等の一層の推進が地方公共団体や地域国際化協会等にとって喫緊の課題となっています。

そのような状況において、2018年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下、総合的対応策）が示され、2019年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されるとともに、6月28日には「日本語教育の推進に関する法律」が施行、令和元年12月20日には総合的対応策が改訂されるなど、外国人施策を巡る環境は大きな節目を迎えているところです。

地域国際化協会が今後とも地域の国際化推進の中核的な組織としての役割を担うためには、関係団体との役割分担等の連携・協働を重視しながら、このような経済、社会情勢の変化を踏まえ事業内容を不断に見直すとともに、継続的に実務能力の向上を図っていく必要があります。このような状況を踏まえ、地域国際化協会連絡協議会では、地域国際化協会職員の資質向上と人的ネットワークの形成促進に資するための研修会を開催、地域国際化協会間での災害時における外国人支援のためのネットワークの構築等により、各協会間の連携も鋭意進められているところです。

当連絡協議会では、全国の地域国際化協会が互いに情報を共有し、先進的な取組みを学び合うことが重要との認識から、情報共有化事業の一環として、全国の地域国際化協会の組織、施設、取組み等の情報を集約した「令和元年度地域国際化協会ダイレクトリー」を作成しております。

本書の作成に当たりましては、当連絡協議会の構成員である全国の地域国際化協会関係者の方々に多大な御尽力をいただきました。改めて皆様に厚く御礼申し上げます。

本ダイレクトリーを、皆様が地域の国際化を進めていく上での資料として、ご活用いただければ幸いです。

令和2年3月

地域国際化協会連絡協議会
会長 矢田 立郎